

# 農業委員会はこんな仕事をしています！

農地相談、農地指導巡回、現況調査、遊休農地調査などの活動を行っています。

## 主な仕事

### 農業委員

農業委員会の会議に出席し、農地法等に基づく農地の権利等に係る許可や届出などを審議します。



連携して活動

### 農地利用最適化推進委員

現場活動を主に、担当地区で担い手へ農地を集積・集約したり、遊休農地の発生防止等の推進活動を行います。

管理状況の現地確認



適切な管理がされていない農地を見回り、所有者や耕作者へ改善の指導を行います。

農地転用後の現地確認



農地転用許可をした場所で、申請どおりの工事・事業が行われているか確認します。

令和5年  
総会  
可決等  
件数

内容	農地法		農業経営基盤強化促進法	合計
	許可(専決)	届出(報告)		
売買	4		93	97
賃貸借	3		159	162
使用貸借	9		29	38
贈与	7			7
相続		46		46
転用	7	2		9
あっせん	44	13		57
その他	145	12		157
合計	219	73	281	573



# 北斗市農業委員会だより

編集発行  
北斗市  
農業委員会  
☎(77)  
8811

### 編集委員

吉田 勝幸  
時田 孝喜  
鹿角 昭夫  
岡村 栄士  
大山 正志  
佐々木勝利  
加藤美智子

### 農業委員会 会長挨拶

会長  
和田 勝雄



ウクライナの紛争が終わりを見せず、物価の高騰や少子高齢化、後継者不足など農業及び農地を取り巻く課題は相変わらず山積しております。

将来に関する見通しはあまりはっきりしていませんが、北斗市農業委員会としまして、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止や解消」、農地パトロールや農地相談の実施や新規就農等に引き続き取り組んで参ります。

「農業委員会だより」の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。

能登半島地震により犠牲になられた方に哀悼の意を捧げるとともに、甚大な被害に心よりお見舞い申し上げます。

また、皆様方におかれましては、日頃より農業委員会活動に対し深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今後とも地域の良き相談役として、皆様方の御期待に応えられるよう邁進して参りますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます、発行の御挨拶といたします。



# 令和6年度総会などの日程が決まりました。

総会開催日	議案締切日	現況調査日	現況締切日	農地相談日	農地巡回指導日
令和6年 4月25日(木)	4月15日(月)	4月10日(水)	4月 3日(水)	4月18日(木)	4月19日(金)
令和6年 5月30日(木)	5月15日(水)	5月 8日(水)	5月 1日(水)	5月15日(水)	5月16日(木)
令和6年 6月27日(木)	6月14日(金)	6月12日(水)	6月 5日(水)	6月14日(金)	6月17日(月)
令和6年 7月25日(木)	7月16日(火)	7月10日(水)	7月 3日(水)	7月16日(火)	7月17日(水)
令和6年 8月28日(水)	8月15日(木)	8月14日(水)	8月 7日(水)	8月15日(木)	8月16日(金)
令和6年 9月26日(木)	9月13日(金)	9月11日(水)	9月 4日(水)	9月13日(金)	9月17日(火)
令和6年10月24日(木)	10月15日(火)	10月 9日(水)	10月 2日(水)	10月15日(火)	10月15日(火)
令和6年11月28日(木)	11月15日(金)	11月13日(水)	11月 6日(水)	11月15日(金)	11月18日(月)
令和6年12月19日(木)	12月 6日(金)	12月 5日(木)	12月 2日(月)	12月 6日(金)	
令和7年 1月30日(木)	1月15日(水)	1月14日(火)	1月 6日(月)	1月15日(水)	
令和7年 2月27日(木)	2月14日(金)	2月12日(水)	2月 5日(水)	2月14日(金)	
令和7年 3月27日(木)	3月14日(金)	3月12日(水)	3月 5日(水)	3月14日(金)	

## 農地相談

農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい、農地の転用など、農地に関する相続について農業委員・農地利用最適化推進委員が対応します。お気軽にお越しください。

会場：北斗市総合分庁舎1階 会議室 日時：農地相談日の9：00～16：00

## 令和7年度から農地貸借・売買の手続きが変わります。

- 農地の貸借が貸し手・借り手の相対から、農地中間管理機構（農業公社）が間に入った形になります。
- 農地の売買について、農地法3条以外は農業委員会が登記手続きを行っていましたが、令和7年度から農業公社が手続きを行います。また、売買に先立って住所変更登記などが必要な場合、農業委員会ではできなくなることから、土地所有者が行う必要があります。その他詳細が決まりましたら改めてお知らせします。

## 農業者年金に加入しませんか？

### 特徴1 少子高齢化に強い！安定した年金額

- ・支払った保険料とその運用益をもとに年金額が決まる「積立方式」を採用しています。（元本保証です）

### 特徴2 終身年金＋死亡一時金の保証！

- ・年金は生涯支給されます。
- ・80歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずだった年金相当額が遺族に支給されます。

### 特徴3 保険料の額が自由に設定できる！

- ・月額20,000円～67,000円の間で自由に設定でき、いつでも保険料の変更が可能です。

### 特徴4 公的年金ならではの！税制面の優遇措置

- ・納めた保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除対象となります。

### 特徴5 担い手には手厚い国庫補助も！

- ・認定農業者等の担い手は、最大5割の保険料国庫補助を受けられます。
- ・保険料は自己負担分と国庫補助分を合わせて月額20,000円と固定です。

※国庫補助は、①保険料納付期間が20年以上、②農業所得が900万円以下の両方を満たす必要があります。

